

旅客船事業を営むみなさまへ

令和6年4月1日より 許可制度が改正されます

対象事業

旅客不定期航路事業

※旅客船を使用して不定期航路事業を営む事業



遊覧事業等

許可区分の新設

令和6年4月1日より旅客不定期航路事業のうち、**小型船舶（総トン数20トン未満）のみをその用に供する旅客不定期航路事業（第2号許可）**が新設され、**事業許可更新制度が導入**されます。

旅客不定期航路事業

第1号許可

※第2号許可以外の事業

第2号許可

→更新制対象

許可の更新期限について

違反事項無し					5年
安全確保命令を受けた者 船舶等使用停止命令を受けた者				3年	
事業停止命令を受けた者		1年			



国土交通省

第2号許可への認可申請について

既存許可事業者の認可申請

小型船舶のみをその用に供する既存の旅客不定期航路事業者におかれましては、**令和9年3月31日までに**最寄りの地方運輸局等へ第2号許可への認可申請手続きが必要となります。

※早期の申請にご協力をお願いいたします。

令和6年4月1日
(認可申請受付開始)

【経過措置期間 3 年間】

令和9年3月31日
(認可申請提出期限)

既存の小型船舶旅客
不定期航路事業者

認可申請書は**早めのご提出を!**

新規事業者
(経過措置なし)

許可申請

問い合わせ先



地方運輸局等
連絡先一覧

ご参考



国土交通省
特設ページ



国土交通省